

倫 理 規 定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人若杉福祉会（以下当法人）というの組織運営、諸事業の推進等に係る全ての関係者が当法人の社会的使命と役割を自覚し、当法人の目的、業務執行の公正さに対する社会からの疑惑と不正を招くような行為の防止を図り、もって当法人に対する社会的信頼を確保することを目的とする。

(基本的人権の尊重)

第2条 当法人は、全ての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

(法人等の遵守)

第3条 当法人は、関係法令及びこの法人の定款、その他の規定を遵守し、適正に事業を運営しなければならない。当法人は反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。当法人の理事及び職員（以下「役職員」という）は不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある場合には、コンプライアンス規程に対応しなければならない。

(私的利益追求の禁止)

第4条 役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用してはならない。

(利益相反等の防止及び関係)

第5条 役職員は、その職務執行に際し、当法人との利益相反取引が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実の開示その他法人が定める所定の手続きに従わなければならない。役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第6条 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってあならない。

(情報開示及び説明責任)

第7条 当法人は、事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容財務関係資料等を開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第8条 当法人は、業務上知り得た個人的情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも配慮しなければならない。

(研鑽)

第9条 役職員は、当法人の事業活動の向上のためたえず自己研鑽に努めなければならない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の承認により行う。

附則 この規程は、令和6年3月30日から施行する。